

## 公の施設の指定管理者候補の選定を公募とすることに関する検討結果について

### 1. はじめに

第五期長期計画・調整計画における行財政分野の「基本施策5 社会の変化に対応していく行財政運営」、「(4) 財政援助出資団体の統合と自立化」の中で、『指定管理者制度のあり方については、引き続き研究を続ける』とされている。

また、これを受けた「第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」及びその実行計画である「武蔵野市行財政改革アクションプラン（平成29～32年度）」の「V：社会の変化に対応していく行財政運営」、「3. 財政援助出資団体の見直し」、「(3) 指定管理者制度の効果的な活用」、「指定管理者制度に関する基本方針等の見直し」において、『基本方針に基づき、公の施設はモニタリング調査をもとに評価を行い、指定管理者の指導監督を徹底する。平成31年度までを期間とする基本方針については、公募導入に向けた課題整理と必要な準備作業を進め、平成30年度に見直しを行う』こととされた。

本検討は、このような背景のもとに行ったものである。

### 2. これまでの取組み

市はこれまで、市が直接実施するよりも効率的・効果的かつ柔軟にその時代に合った公共サービスを提供できるように財政援助出資団体（以下「財援団体」という。）を積極的に設立し、市が直接実施する行政サービスとの組み合わせで、全国でも先駆的な取組みを行い、安定した公共サービスを提供してきた。

また、平成17年度より指定管理者制度を導入し、市以外の団体や事業者も公の施設の管理を行っている。第1期（平成17～21年度）、第2期（平成22～26年度）、第3期（平成27～31年度）それぞれにおいて、「指定管理者制度に関する基本方針」を定めて適切な運営を担保してきたが、平成32（2020）年度からの第4期を迎えるにあたり、基本方針の改定を行う。

### 3. 公募導入に向けた検討と公の施設のモニタリング評価結果

#### (1) 公募導入に向けた検討について

第3期の基本方針を制定した際には、「定型的な管理業務が主で、民間事業者で管理可能なため原則公募」と整理した6つの施設について個別に検討を行い、その結果、公募化は行わないこととなった。今回は、この6つの施設について改めて公募化の検討を行った。その中で、以下の課題について整理を行った。

#### 〈公募化の検討を行った施設〉

公会堂、芸能劇場、スイングホール、かたらいの道市民スペース、松露庵、自然の村

## 〈公募導入に向けた課題〉

### ① サービス要求水準の設定について

第3期の指定管理期間における大きな変化として、平成29年2月に公共施設等総合管理計画が策定されたことが挙げられる。この公共施設等総合管理計画は施設のあり方を検討していく際の考え方や方向性等を示したものであり、今後はこれに基づいて、様々な公共施設のあり方を検討し、それらをどのように再構築していくかということについて、類型別施設整備計画を策定する中で示していく。

指定管理者制度においては、求める業務内容と求めるべきサービスの提供水準について明確化し、サービス要求水準として指定管理者に示すことになるが、これは当該施設のあり方や機能が明らかとなっていることが前提となる。今後、劇場・ホール等文化施設のあり方の検討や当該類型別施設整備計画の策定、子育て支援施設の類型別施設整備計画の策定を予定しており、公募導入にあたっては、そこで整理される各施設の機能を踏まえ、サービス要求水準の設定をする必要がある。

### ② (公財) 武蔵野文化事業団と (公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の統合について

今回公募化を検討した施設の指定管理者である(公財)武蔵野文化事業団及び(公財)武蔵野生涯学習振興事業団については、統合を予定して動き出しており、円滑な統合を実現するためにも、次期の指定管理期間はまずは統合に向けた準備等を優先して進めるべきと考えられる。

## (2) 公の施設のモニタリング評価結果について

第3期の基本方針において『モニタリング調査において、利用者の満足度に低下が認められた場合、原因の解明を行い、その原因が指定管理者の管理方法、サービス提供方法、ホスピタリティー等にあった場合には、指定管理者に機能不全があるものとして公募を含む新たな指定管理者の選定方法を採用する』としていたところであるが、平成27～30年度までの施設ごとの総合評価はいずれも「B(期待どおりの適正な運営が行われている)」以上であり、指定管理者に機能不全があるものとは言えない結果となっている。(詳細については、次ページの「過去5年間における公の施設のモニタリング評価結果」を参照。)

## (3) 指定管理者の選定方法について

(1) 及び (2) を踏まえ、総合的に検討した結果、今回は公募化を行わないこととする。

過去5年間における公の施設のモニタリング評価結果

No.	モニタリング評価対象施設 注1	モニタリングの総合評価結果 注2				
		第2期 注3	第3期			
		平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
1	武蔵野市立武蔵野公会堂	B	B	B	B	B
2	武蔵野市立武蔵野市民文化会館	A	A	A	—	B
3	武蔵野市立武蔵野芸能劇場	B	B	B	B	B
4	武蔵野市立武蔵野スイングホール	B	B	B	B	B
5	武蔵野市立吉祥寺美術館	B	A	A	A	A
6	武蔵野市立松露庵	B	B	B	B	B
7	武蔵野市立吉祥寺シアター	B	B	B	B	B
8	武蔵野市立かたらいの道市民スペース	B	B	B	B	B
9	武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室	B	B	B	B	B
10	武蔵野市立自然の村	B	B	A	A	S
11	武蔵野市立0123吉祥寺	A	A	A	A	S
12	武蔵野市立0123はらっぱ	A	A	A	S	S
13	武蔵野市桜堤ケアハウス	B	A	A	B	B
14	武蔵野市桜堤ケアハウスデイサービスセンター	B	A	B	B	B
15	武蔵野市立高齢者総合センター	A	A	A	B	A
16	武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター	B	A	B	A	A
17	武蔵野市立北町高齢者センター	B	B	B	B	B
18	武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン	B	A	S	A	S
19	武蔵野市立みどりのこども館	S	S	S	S	S
20	武蔵野市障害者福祉センター					B
21	武蔵野市立武蔵野陸上競技場	B	B	B	B	B
22	武蔵野市立武蔵野軟式野球場					
23	武蔵野市立武蔵野庭球場					
24	武蔵野市立武蔵野総合体育館			B	B	B
25	武蔵野市立緑町スポーツ広場					
26	武蔵野市立武蔵野プール					
27	武蔵野市立武蔵野温水プール					

28	武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス	S	A	A	A	A
29	武蔵野市立境南ふれあい広場公園					

注1) 指定管理者制度導入施設のうち、コミュニティセンターを除く施設を対象としている。

注2) 公の施設におけるモニタリング総合評価の判断基準

判断基準	評価
他自治体の同種の団体や民間企業等と比較して優れている。または、他にはない創意工夫や独自の取組みを行っている。	S
期待以上の成果をあげている。	A
期待どおりの適正な運営が行われている。	B
期待する水準に達していない。	C

注3) 比較対象として、第2期である平成26年度分についても掲載している。

#### 4. 基本方針の改定と次期指定替えに向けて

##### (1) 基本方針の改定について

第3期の基本方針をもとに、所要の改定を行った。

##### (2) 次期指定替えに向けて

###### ①公の施設のモニタリング評価について

本市は、指定管理者制度導入以降、指定管理者が適切かつ確実なサービス提供を行っているか公の施設のモニタリング調査を行い、市が設置する公の施設のモニタリング評価委員会でその評価を行っている。利用者の満足度向上を図るうえで有効な方法であり、今後も継続する。

その調査において、利用者の満足度に低下が認められた場合、原因の解明を行い、その原因が指定管理者の管理方法、サービス提供方法、ホスピタリティー等にあった場合には、指定管理者に機能不全があるものとして公募を含む新たな指定管理者の選定方法を採用することとする。

なお、より一層の市民サービス向上のために、公の施設のモニタリング評価について、内容の拡充を検討する。

###### ②公募について

今回公募の検討を行った6つの施設については、劇場・ホール等文化施設のあり方の検討や当該類型別施設整備計画の策定、子育て支援施設の類型別施設整備計画の策定が行われ、施設の方向性が決定した後に、原則として公募を行うことを前提として課題の整理等を行っていく。

(3) 境南ふれあい広場公園の管理について

境南ふれあい広場公園については、武蔵野プレイスとの一体的な事業展開という他の公園とは異なる目的があるため、平成 23 年 4 月から指定管理者制度を導入し、(公財)武蔵野生涯学習振興事業団が管理・運営を行っている。この間の指定管理業務において、武蔵野プレイスとの一体的な事業展開を行ってきたところであるが、今後、植栽等における公園管理の専門性を担保していくために、第 4 期以降は市の直営とする。